

環技審第2号
令和3年4月14日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) 宮城山形北部II風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申)

令和3年1月8日付け環対第444号で諮問のありましたことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的な事項

- (1) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (2) 本事業との累積的な影響が懸念される他の風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報等の収集に努め、鳥類の渡りルートや植物群落等への累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。
- (3) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺の住民、立地する大崎市や加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 水質

工事に伴い発生する濁水が、植生自然度の高い湿原植生等に流入することに伴う影響を回避又は十分に低減できるよう、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 地形及び地質

イ 事業区域全域が森林地域であることから、事業実施による保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化などの森林機能に与える影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 風力発電設備等の配置等の検討に当たって、土砂流出・崩壊防備保安林、砂防指定地の上流域、地すべり地形の移動体及び滑落崖に対して影響を及ぼす可能性のある改変を避けること。

(4) 動物

- イ 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機種の採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。
- ロ 希少猛禽類の調査に当たっては、可視範囲図を作成した上で、その内容を踏まえ、調査地点を設定すること。
- ハ 渡り鳥の調査時間は終日とすると共に、観察定点を事業区域直近にも設定すること。
- ニ 事業区域周辺に超高空を飛ぶヒナコウモリやヤマコウモリが生息する可能性があるため、事業区域内の林道において遠赤外線ビデオカメラを用いる等、適切に調査、予測及び評価すること。
- ホ クマ、サル等の生息環境の保全のために、季節移動も含め綿密な生息実態調査を行い、事業計画に反映させること。また、住民等による現況の事業区域内森林の利用状況も調査し、参考にすること。

(5) 植物

取付道路の新設又は拡幅による水域の植物群落への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 生態系

クマタカの生息状況調査について、高利用域把握のため、事業区域南側に調査地点を追加すること。また、餌種調査について、ノウサギ又はヤマドリを調査対象として選定し、ノウサギを調査対象とする際には、糞粒調査を実施すること。

(7) 景観

- イ 本事業の事業区域の位置特性を踏まえ、鳴子温泉郷からの眺望景観に与える影響について、十分に調査、予測及び評価すること。その上で、影響を回避又は十分に低減できるよう、風力発電設備の配置等を検討すること。
- ロ 主要な眺望点として鳴子温泉郷（鳴子温泉、東鳴子温泉、川渡温泉、中山平温泉、鬼首温泉）を追加すること。
- ハ そのうち、影響が大きいと思われる調査地点では、それぞれ動画による予測を行うこととし、誘目性の効果を適切に評価すること。

(8) 人と自然との触れあいの活動の場

事業区域周辺における、トレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

(9) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(10) 放射線の量

土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壤を分けた上で、調査地点 1 地点あたり 5 か所程度、土壤については表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所を設定すること。